

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：令和3年9月10日現在

Table with columns: 福島県 (Fukushima Prefecture), 出荷制限 (Shipping Restrictions), 摂取制限 (Intake Restrictions). Rows include categories like 原乳 (Raw Milk), キノコ類 (Mushrooms), タケノコ (Bamboo Shoots), 野菜類 (Vegetables), 穀類 (Grains), 水産物 (Seafood), and 肉 (Meat).

※1 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)

※2 非結球性放射能測定装置を用いて、スクリーニング検査を行い、スクリーニングレベル以下のものは出荷等が可能。

※3 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)

※4 福島県広野町、楡葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び字下馬、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)

※5 福島県福島市(旧福島市、旧小国村、旧立山町、旧松川町、旧水原村、旧下川崎町及び旧田村の区域に限る。)、須賀川市(旧須賀川の区域に限る。)、いわき市(旧田村の区域に限る。)、相馬市(旧玉野村の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村の区域に限る。)

※6 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、楡葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※7 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、楡葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※8 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、楡葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※9 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※10 福島県川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※11 福島県大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※12 福島県大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域(令和2年3月5日に入力規制が緩和された区域を除く)に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※13 福島県大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年11月10日に認定された特定復興再生拠点区域を除く)に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域を除く)に限る。)

※14 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齡未満の牛のものを除く。))及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

※15 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：令和3年9月10日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市(ナラタケ、ムキタケ、クリタケ、ハタケシメジを除く)、十和田市(ナラタケ、ブナハリタケ、ムキタケ、ナメコを除く)、鯉ヶ沢町(ナラタケを除く)、階上町(ナラタケ、クリタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市 大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市(旧大東町、旧東山町及び旧藤沢町を除く)、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
ワラビ(野生のものに限る。)	陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町	
肉	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
	クマの肉	全域
	ヤマドリ肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	白石市、東松島市、蔵王町、富谷市 仙台市、石巻市、気仙沼市、名取市、角田市、登米市、東原市、大崎市、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市、村田町、南三陸町 気仙沼市(ただし、県の定める出荷・検査方針 ^{※1} に基づき管理されるマツタケを除く。)
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町、旧瀬峰町、旧若柳町及び旧一迫町の区域を除く。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町、旧小斎村、旧筆甫村及び旧大内村の区域を除く。)
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	ワラビ(野生のものに限る。)	大崎市、加美町
水産物	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碓氷川の上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)&及び松川(支流を含む。)&ただし、瀧川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。)&ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)&ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)&及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	イノシシ肉	全域
	クマ肉	全域
	シカ肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
山形県		出荷制限
肉	クマ肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマ肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、常陸大宮市、行方市、小美玉市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く) ひたちなか市、守谷市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、茨城県、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城県(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)
	タケノコ	北茨城市
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市、城里町、北茨城市、高萩市、石岡市、大子町、桜川市、笠間市
	キノコ類(野生のものに限る。)	日立市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、城里町、大子町
水産物	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)&ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
肉	イノシシ肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシ肉を除く。
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	上三川町、壬生町、塩谷町、那須町 宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、益子町、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市	
肉	イノシシ肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシ肉を除く。
	シカ肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
	こしあぶら(野生のものに限る。) ^{※2}	前橋市(旧富士見村に限る。)、沼田市、渋川市(旧伊香保町に限る。)、藤岡市(旧藤岡市に限る。)、みどり市(旧勢多郡東村に限る。)、下仁田町、中之条町、長野原町、草津町、みなかみ町、嬬恋村、片品村及び川場村
	たらのめ(野生のものに限る。) ^{※2}	前橋市(旧富士見村に限る。)、高崎市(旧倉瀬村に限る。)、沼田市(旧沼田市及び旧利根村に限る。)、渋川市(旧渋川市に限る。)、吉岡町、中之条町(旧中之条町に限る。)&及び川場村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシ肉	全域
	クマ肉	全域
	シカ肉	全域
	ヤマドリ肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)&並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)&ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシ肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシ肉を除く。
新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町
肉	クマ肉	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村 十日町市、上越市(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマ肉を除く。)
	シカ肉	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村 十日町市、上越市(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマ肉を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、御代田町、木島平村、野沢温泉村
肉	シカ肉	軽井沢町 富士見町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカ肉を除く。)
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

※1 非破壊式放射能測定装置を用いて、スクリーニング検査を行い、スクリーニングレベル以下のものは出荷が可能。

※2 旧市町村は平成15年3月31日時点のもの

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：令和3年9月10日現在

青森県		出荷制限				
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：十和田市(ナラタケ、ブナハリタケ、ムキタケ、ナメコを除く。)、藤田町(ナラタケ、クリタケを除く。)				
		H24.10.26～H27.11.20解除：十和田市(ナラタケに限る。)				
		H24.10.26～H30.11.7解除：十和田市(ブナハリタケ、ムキタケに限る。)				
		H24.10.26～R1.8.28解除：十和田市(ナメコに限る。)				
		H24.10.30～：青森市(フタタケ、ムキタケ、クリタケ、ハタケシメジを除く。)				
		H24.10.30～H27.11.20解除：青森市(ナラタケに限る。)				
		H24.10.30～H30.11.7解除：青森市(ムキタケ、クリタケ、ハタケシメジに限る。)				
		H26.10.4～：藤ヶ沢町(ナラタケを除く。)				
		H25.10.1～H27.11.20解除：藤ヶ沢町(ナラタケに限る。)				
		H24.10.28～：藤上町(フタタケ、クリタケを除く。)				
H24.10.26～H29.3.31解除：藤上町(ナラタケに限る。)						
H24.10.26～H30.11.7解除：藤上町(クリタケに限る。)						
水産物	マダラ	H24.8.27～H24.10.31解除：青森県東通村尻屋埼灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町椎葉岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線と青森県手間界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線と囲まれた海域				
岩手県		出荷制限				
農産物	タケノコ	H24.5.31～：奥州市				
		H24.5.31～R2.4.24解除：一関市(下記の地域を除く。)				
		H24.5.31～R2.4.24解除：一関市(旧大東町、旧東山町及び旧藤沢町の区域に限る。)				
		H24.5.31～：陸前高田市(下記の地域を除く。)				
		H25.4.30～H26.3.25解除：陸前高田市(旧気仙町、旧高田町、旧高田町、旧小友村、旧竹駒村及び旧米崎村の区域に限る。)				
		H24.11.2～：一関市、奥州市				
		H24.4.18～H24.10.10一部解除：陸前高田市、住田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。)				
		H24.4.20～H24.10.10一部解除：大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。)				
		H24.4.25～H26.3.25一部解除：平泉町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。)				
		H24.4.25～H24.10.10一部解除：一関市、大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。)				
H24.4.25～H26.1.25一部解除：釜石市、奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。)						
H24.6.7～H26.10.7一部解除：花巻市、北上市、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。)						
H24.6.7～H24.10.10一部解除：遠野市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。)						
H24.6.7～H24.10.10一部解除：釜石市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。)						
H24.5.10～H25.4.30解除：遠野市						
野菜類	原木ナメコ(菌地栽培)	H24.10.18～H26.10.27一部解除：大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。)				
		H24.10.23～：陸前高田市				
		H24.11.2～：一関市、奥州市				
		H24.10.11～：一関市、陸前高田市、平泉町				
		H24.10.16～：釜石市				
		H24.10.16～：奥州市				
		H24.10.29～：大船渡市、釜ヶ崎町				
		H24.11.7～：遠野市				
		H26.10.9～：住田町				
		H24.5.16～：奥州市、花巻市				
H24.5.14～：遠野市						
H24.5.15～：釜石市						
H24.5.16～：住田町						
H26.5.9～：北上市						
H26.5.16～：遠野市						
H27.5.12～：一関市						
野菜類	セリ(野生のものに限る。)	H24.5.30～R2.4.15解除：奥州市				
		H24.5.30～H27.12.21解除：一関市				
		H24.5.16～：一関市、奥州市				
		H24.5.19～：住田町				
		H24.5.19～：奥州市、陸前高田市				
		H25.5.17～R2.11.16解除：一関市				
		H26.5.4～：平泉町				
		H26.5.7～：釜石市				
		穀類	大豆	H25.1.4～H25.2.4一部解除：一関市(旧碧清水村の区域に限る。)		
				H27.7.1解除：一関市(旧大南町の区域に限る。)		
H24.11.13～H26.4.11解除：盛岡市(旧赤松村の区域に限る。)、一関市(旧大南町の区域に限る。)						
H24.11.30～H26.4.11解除：奥州市(旧衣川村の区域に限る。)						
H24.10.25～H27.11.20解除：最大高潮時海岸線と岩手宮城間界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島間界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線と囲まれた海域						
H24.11.6～H31.3.14解除：最大高潮時海岸線と岩手宮城間界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島間界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線と囲まれた海域						
H24.5.2～H25.11.17解除：最大高潮時海岸線と岩手宮城間界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島間界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線と囲まれた海域						
H25.6.4～H25.8.30解除：最大高潮時海岸線と岩手宮城間界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域						
H24.5.8～R3.2.17解除：砂鉄川(支流を含む。)						
H24.5.9～H27.9.30解除：磐井川(支流を含む。)						
H24.5.11～H27.3.10解除：岩手県内の北上川のうち十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石根ダムの上流、石瀬ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、網敷ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)						
H24.6.12～H26.7.31解除：気仙川(支流を含む。)						
H24.5.11～H26.8.25解除：大川(支流を含む。)						
肉	牛の肉	H23.8.1～H23.8.25一部解除：全域				
		H31.3.26解除：全域				
		H24.9.10～：全域				
		H24.7.26～H24.11.1一部解除：全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカ肉を除く。)				
		H24.10.28～：全域				
		宮城県		出荷制限		
		農産物	タケノコ	H24.5.1～H27.4.24解除：白石市		
				H24.5.1～：丸森町(下記の地域を除く。)		
				H24.5.1～H26.4.17解除：丸森町(旧新野村の区域に限る。)		
				H24.5.1～H27.4.24解除：丸森町(旧丸森町及び旧小森村の区域に限る。)		
H24.5.1～H30.11.28解除：丸森町(旧兼井村及び旧大内村の区域に限る。)						
H24.6.29～：東原市(下記の地域を除く。)						
H24.6.29～H27.7.17解除：東原市(旧栗原町、旧志波町、旧高清水町及び旧瀬崎町の区域に限る。)						
H24.6.29～H29.10.11解除：東原市(旧若柳町の区域に限る。)						
H24.6.29～H31.2.14解除：東原市(旧一迫町の区域に限る。)						
H26.8.7～H30.10.25解除：大崎市(旧三本木町の区域に限る。)						
野菜類	原木シイタケ(菌地栽培)	H24.1.16～：白石市				
		H24.3.8～H24.12.14一部解除：丸森町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。)				
		H24.3.15～：鹿野町				
		H24.4.11～H27.7.25一部解除：気仙沼市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。)				
		H24.4.12～H27.7.17一部解除：南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。)				
		H24.4.13～H26.1.25一部解除：東原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。)				
		H24.4.19～H27.1.18一部解除：石巻市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。)				
		H24.4.20～H27.4.10一部解除：大崎市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。)				
		H24.4.25～：東松島市				
		H24.4.25～H26.8.28一部解除：豊栄市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。)				
H24.4.27～H30.1.18一部解除：名取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。)						
H24.4.27～H27.1.11一部解除：加美町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。)						
H24.5.7～：富谷市						
H24.5.9～H26.10.11一部解除：色麻町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。)						
H24.5.10～H26.7.11一部解除：七ヶ浜町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。)						
H24.4.27～H27.2.18一部解除：仙台市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。)						
H24.5.7～H27.2.18一部解除：大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。)						
H24.5.7～H26.12.22一部解除：川崎町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。)						
H24.5.18～H26.3.31一部解除：大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。)						
H24.1.18～H30.4.24一部解除：角田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。)						
H24.4.5～H30.4.24一部解除：村田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(菌地栽培)は出荷制限の対象から除く。)						
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～：東原市、大崎市				
		H26.8.24～：仙台市				
		H26.8.12～：村田町				
		H24.12.25～R3.9.10一部解除：気仙沼市(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く。)				
		H24.4.27～H30.11.13解除：東原市				
		H24.4.27～H27.7.23一部解除：大崎市				
		H24.5.2～H27.5.25解除：加美町				
		H24.5.9～H27.2.24解除：気仙沼市				
		H24.5.7～：豊栄市、東原市				
		H24.5.9～：大崎市、南三陸町				
H24.5.11～：気仙沼市、七ヶ浜町						
H26.8.7～：大和町						
野菜類	ゼンマイ	H24.5.11～R2.4.15一部解除：丸森町(県定されるゼンマイは出荷制限の対象から除く。)				
		H24.5.11～：気仙沼市				
		H24.5.17～：大崎市				
		野菜類	タラノ(野生のものに限る。)	H26.4.25～H30.8.6解除：気仙沼市		
				穀類	大豆	H25.1.4～H25.3.15一部解除：東原市(旧金田村の区域に限る。)
						H26.5.19解除：東原市(旧金田村の区域に限る。)
						H25.3.19～H26.3.18解除：東原市(旧沢田村の区域に限る。)
						H24.11.16～H26.4.11解除：東原市(旧金成村の区域に限る。)
						H24.12.14～H26.2.25解除：大崎市(旧一栗村の区域に限る。)
						水産物
H24.11.6～H31.3.14：最大高潮時海岸線と岩手宮城間界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線と宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域						
H24.4.12～H27.11.20解除：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島間界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域						
H24.10.25～H27.11.20解除：最大高潮時海岸線と岩手宮城間界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線と宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域						
H24.5.30～H25.4.1解除：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島間界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域						
H25.6.4～H25.8.30解除：最大高潮時海岸線と岩手宮城間界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域						
最大高潮時海岸線と岩手宮城間界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島間界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線と囲まれた海域						
H24.5.2～H24.8.20解除：マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。)						
H24.5.2～H25.1.17解除：マダラ(1尾の重量が1キログラム以上のもの)						
H24.5.9～H26.2.18解除：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島間界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域						
H25.6.27～H25.12.25解除：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、のうち、白糠堰より上流の白石川(支流を含む。)						
H25.6.27～H29.4.27解除：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白糠堰の上流を除く。)						
H25.6.27～R1.10.1解除：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白石川の白糠堰より上流、五福谷川、内川の合流地点より上流及び種子尾川の金床橋より上流水域を除く。)						
H24.4.20～H27.9.30解除：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ浜ダムの上流を除く。)(ただし、下記の支流を除く。)						
H24.4.20～：白石川(支流を含む。ただし、七ヶ浜ダムの上流を除く。)						
H24.5.14～：大崎川の大崎ダムより上流(支流を含む。)、及び名取川の秋保大滝の上流(支流を含む。)						
H24.5.24～：三田川の三田堰の上流(支流を含む。)、及び阿武隈川(支流を含む。)						
H24.5.28～：江合川の三田堰の上流(支流を含む。)、及び三田川の三田堰の上流(支流を含む。)						
H24.5.22～：三田川の三田堰の上流(支流を含む。)、及び三田川の三田堰の上流(支流を含む。)						
H24.12.8～：広瀬川(支流を含む。)						
肉	ウグイ	H24.4.20～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ浜ダムの上流を除く。)				
		H24.5.29～：宮城県内の北上川(支流を含む。)				
		H24.5.18～H26.8.25解除：宮城県内の大川(支流を含む。)				
		H23.7.28～H23.8.19一部解除：全域				
		H31.3.26解除：全域				
		H24.5.22～：角田町、丸森町、山田町				
		H24.8.26～：全域(上記地域を除く。)				
		H24.8.26～：全域				
		H24.12.13～H26.12.27一部解除：全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカ肉を除く。)				

※「～」の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：令和3年9月10日現在

福島県		摂取制限	
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～ 下記地域以外		
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村		
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村		
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)		
	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村		
	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村		
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		
	H23.3.23～H27.2.18解除：檜葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		
	H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)		
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)		
	H23.3.23～R3.3.26解除：双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)		
	結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～ 下記地域以外	
		H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村			
H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村			
H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)			
H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)			
H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)			
H23.3.23～H27.2.18解除：檜葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)			
H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)			
H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)			
H23.3.23～R3.3.26解除：双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)			
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)		H23.3.23～ 下記地域以外	
		H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)	
		H23.3.23～5.4解除：いわき市	
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村		
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町		
	H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村		
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		
	H23.3.23～H27.2.18解除：檜葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		
	H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)		
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)		
	H23.3.23～R3.3.26解除：双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)		
	原木シタケ(露地)	H23.4.13～：飯館村	
	キノコ類(野生のものに限る。)	H23.9.6～：棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)	
H23.9.15～R3.9.10一部解除：いわき市、棚倉町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く。)			
H23.9.20～R3.9.10一部解除：南相馬市(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く。)			
水産物	イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除：全域	
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.3.29～：新田川(支流を含む。)	
肉	イノシシの肉	H23.11.9～：栂馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村	
		H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村	

※ [] の箇所は摂取制限の対象